平成25年度　事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	浄化槽設置・維持管理促進事業								継続
コード	24	－	49	－	04	－	00	予算事業名	浄化槽管理指導
担当部署	環境部		環境対策課		水質・浄化槽担当			予算事業コード	会計 10 款 04 項 02 目 03

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け（太枠内）　位置付けなしの場合

法令による実施義務　義務ではない

基本目標(章)	3章	人と環境に優しい、快適な基盤を備えた魅力あるまち	実施計画事業名	浄化槽設置整備事業
方向性(節)	3節	自然と調和した基盤づくり	個別計画等の名称	川越市生活排水処理基本計画
施策	3	公共下水道の整備		
細施策	1	生活排水施設の整備	当事業に関連する事務事業	なし
事業実施の根拠となる法令・条例等	川越市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 川越市居住用合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱			

2. 事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	①単独浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する者、②浄化槽の適正な維持管理を行っている者に対し、補助を実施することにより、生活排水による河川等の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図る。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	①浄化槽整備区域を中心に、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する場合に補助する。 ②下水道供用開始区域以外の区域にある合併処理浄化槽について、法定回数の保守点検・清掃・法定検査を実施した場合に補助する。

3. 実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		68,558	41,065	35,355	35,771	38,817	
（25年度予算額大幅増／減の理由）							
事業費	A	45,683	38,154	33,233	34,940	38,817	41,714
人件費	B	8,071	10,296	10,296	11,764	13,598	13,598
総コスト（C＝A＋B）		53,754	48,450	43,529	46,704	52,415	55,312
正規職員（1年間の従事人数）		1.10人	1.25人	1.25人	1.45人	1.70人	1.70人
臨時職員（1年間の従事人数）		0.00人	1.00人	1.00人	1.00人	1.00人	1.00人
国県支出金	D	15,101	19,460	15,219	13,659	15,365	20,517
その他特定財源	E	916					
市の財政負担（＝C－D－E）		37,737	28,990	28,310	33,045	37,050	34,795

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値	
活動	合併処理浄化槽設置補助金申請件数	件	148	148	41	37	42	37 年度	Total 4000
	指標の定義・説明		各年度の補助金交付件数						
活動	合併処理浄化槽維持管理補助金申請件数	件	709	807	856	1,006	1,100	単 年度	1,200
	指標の定義・説明		各年度の補助金交付件数						
成果	全浄化槽中の合併処理浄化槽割合	%	41.5	46.0	50.6	53.5	56.0	37 年度	100.0
	指標の定義・説明		合併浄化槽数÷全浄化槽数						
成果	法定検査実施数	件	1,609	1,853	2,154	2,749	3,100	37 年度	15,000
	指標の定義・説明		法定検査（7条・11条）実施件数						
指標に基づく評価			①平成23年度に設置補助金交付要綱を改正し、新築への補助を対象外としたため申請件数は減少しましたが、県補助を活用し配管費補助を新設するなどして、目的とする転換件数はほぼ横ばいでおおむね達成できた。 ②維持管理補助金額を変更し、限られた予算内で申請件数を増やし、効果を上げた。						

5. 事業の実施を通じた分析

(1)　現在の課題と状況　効率性に課題

①「川越市生活排水処理基本計画」における、平成37年度を目標に浄化槽整備区域内の生活排水処理を100%にする目標を達成するために、合併処理浄化槽への転換を本事業に含め、いかに効率的に促進していくかが課題である。
②全県レベルで実施率の低い法定検査の実施を本事業を含め、いかに促進していくかが課題である。

(2)　比較参考値（他市での類似事業の例など）

①県内約9割の自治体で設置補助事業を実施している。
②維持管理補助は、埼玉県内では本市を含め5市2町での実施であり、先進的な取り組みとなっている。

(3)　事業を廃止・縮小したときの影響

①設置補助を廃止した場合、単独処理浄化槽で既に水洗トイレを享受できているため、転換への動機づけが無くなり、目的が達成できなくなる。
②維持管理補助を廃止した場合、補助により誘導できている部分（特に、第三者機関による法定検査）をやめてしまう可能性がある。

平成25年度事務事業評価　方向性提示シート

<table>
<tr><td colspan="3">所管部署</td><td colspan="2">環境部</td><td colspan="2">環境対策課</td><td colspan="2">水質・浄化槽担当</td></tr>
<tr><td colspan="3">事務事業名称</td><td>24</td><td>49</td><td>04</td><td>00</td><td colspan="3">浄化槽設置・維持管理促進事業</td></tr>
<tr><td rowspan="3">今後３年間の方向性</td><td>25年度</td><td>継　続</td><td colspan="7">「川越市生活排水処理基本計画」に基づき、平成37年度を目標に浄化槽整備区域内の生活排水処理を100％にする目標を達成するために、合併処理浄化槽への転換を本事業に含め、本事業を効率的に促進する必要がある。</td></tr>
<tr><td>26年度</td><td>継　続</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>27年度</td><td>継　続</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>